

社会福祉法人佐伯さつき会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐伯さつき会定款8条・第14条の規定に基づき、役員・評議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬及び日当の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

なお、旅費の額は、日当の額を3,000円とし、宿泊料他については、社会福祉法人佐伯さつき会旅費規程（平成9年4月1日施行）により算定した額とする。

(支給方法)

第4条 6ヶ月まとめて口座振込みの方法により支給する。ただし、必要のある場合はそのつど支給することができる。

(附 則)

1. この規程は、平成17年2月18日から施行する。
2. 役員・評議員報酬規程（平成9年4月1日制定）は、廃止する。
3. 社会福祉法人佐伯さつき会費用弁償規程(平成9年4月1日制定)は、廃止する。

別表

区 分	報 酬 の 額	通勤手当
理事会、評議員会出席	役員、評議員 日額 7,000円	1km当たり37円を計算基礎とし、自宅から会場までの距離に応じて支給する。
理事会、評議員会出席以外（職員相談含む）	役員、評議員 日額 5,000円	
監事の決算監査	監事 日額 20,000円	
監事の定期及び随時監査	監事 日額 10,000円	

附 則

この一部改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

この一部改正規程は、平成26年12月1日から施行する。